

・ 公定価格・利用者負担

公定価格について

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。

私立保育所に対しては、委託費として支払う。

施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。

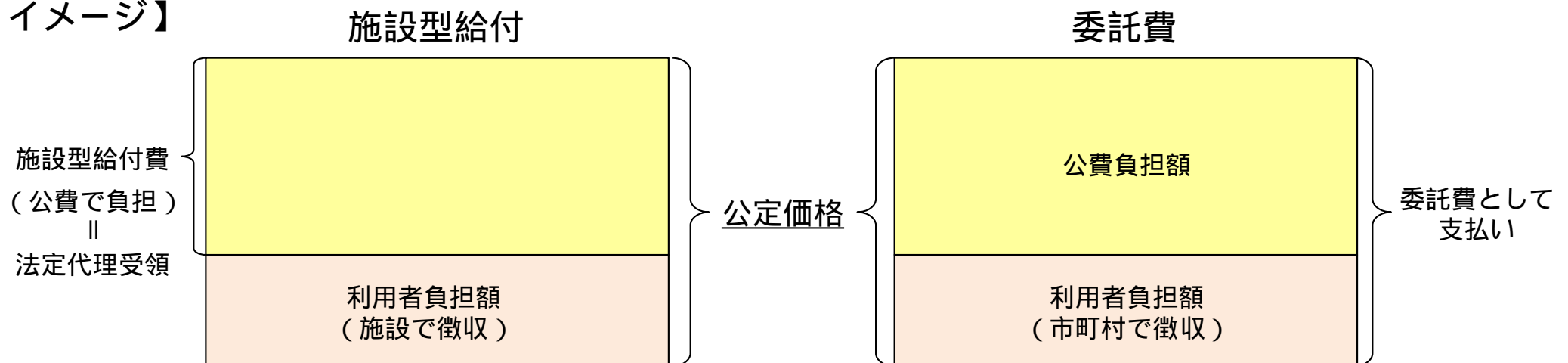
（子ども・子育て支援法 27条、29条等）

「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」

この基本構造は委託費も同様。

市町村が定める利用者負担額のほか、実費徴収（通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等）、それ以外の上乗せ徴収（教育・保育の質の向上を図るための費用。事前説明・同意を要する）が可能。

【イメージ】



公定価格の骨格（全体イメージ）

幼稚園、保育所、認定こども園の認可基準等を基に、従前の私学助成・保育所運営費等により実施している施設等の運営の実態等を踏まえた上で、「質の向上」を反映し、骨格を設定。

本資料は、消費増税分から充当される「0.7兆円」程度の財源を前提として実施される質の向上項目を基に作成し、一部更なる充実についても反映したもの。質の向上項目等に必要な1兆円超の財源のうち残りの0.3兆円超の財源については、引き続き予算編成過程で確保に取り組むものであり、財源の確保と合わせて本資料の質の向上項目についても更なる充実が図られていくことになる。

基本額（1人当たりの単価）

- 共通要素：地域区分別(8区分)、利用定員別(17区分等)、認定区分、年齢別、保育必要量別(2号・3号)
- 共通要素：人件費、事業費、管理費

各種加算等

- 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

赤字下線部分は「質の向上」による事項

< 教育標準時間（1号）認定 >

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	教育標準時間
/ 100 地域	人 ~ 人	1号	4歳以上児(30:1)	円
			3歳児(20:1)	円

事務職員(2日分)追加

主な加算(例)	
職員配置加算(3歳児) 主幹教諭等専任加算 (+子育て支援活動費) 処遇改善等加算 小学校接続加算 第三者評価受審加算 除雪費加算 降灰除去費加算	円 円 円 + ___% (加算率・5%充実) 円 円 円 円

< 保育標準時間・短時間（2号・3号）認定 >

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
/ 100 地域	人 ~ 人	2号	4歳以上児(30:1)	円	円
			3歳児(20:1)	円	円
		3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円

保育標準時間:保育士1人、非常勤保育士1人(3時間)追加
研修代替要員費を追加

主な加算(例)	
職員配置加算(3歳児) 主任保育士専任加算 (+子育て支援活動費) 処遇改善等加算 小学校接続加算 第三者評価受審加算 減価償却費等加算 除雪費加算 降灰除去費加算	円 円 円 + ___% (加算率・5%充実) 円 円 円 円

教育標準時間(1号)認定に係る公定価格の基本構造イメージ

幼稚園の場合

従前水準ベース

基本額

- 人件費
 - 【教諭の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
 - ・園長
 - ・教諭(年齢別学級編制確保分含む)
 - ・学校職員
 - ・非常勤職員(学校医、歯科医、薬剤師の嘱託等)雇上費
- 管理費
 - ・事務管理費、保健衛生費、減価償却費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
 - ・教材費等

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - ・満3歳児()の教諭配置加算(6:1)
 - ・副園長、教頭配置加算(教諭との給与差額)
 - ・チーム保育加配加算
 - ・通園送迎、給食実施加算(人件費(業務委託)分)
 - ・処遇改善等加算
- 主に管理費
 - <事業の実施状況に応じて加算>
 - ・外部監査費加算(公認会計士等による財務諸表監査)
 - ・施設機能強化推進費加算
 - <幼稚園等の所在地に応じて加算>
 - ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

調整

- 配置基準を満たさない場合(経過措置) 等

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

- 人件費
 - ρ 事務負担への対応
 - ・保育料徴収等を実施する事務職員(非常勤)を追加配置(週2日)

加算により対応するもの

- 主に人件費
 - ρ 職員配置の改善
 - ・3歳児の配置改善(20:1 → 15:1)
 - ρ 職員処遇の改善
 - ・経験年数に応じた処遇改善等加算 (+5%)
 - ・技能・経験に応じた処遇改善等加算
 - ρ 地域の子育て支援・療育支援
 - ・主幹教諭等を専任化するための職員を加配
 - ・療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
 - ・子育て支援に係る事務経費
 - ρ 栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
 - ρ 小学校との接続改善(保幼小連携)
 - ρ 第三者評価の受審費用

「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより幼稚園に入園する幼児をいう。

保育標準時間・短時間(2号・3号)認定に係る公定価格の基本構造イメージ

保育所の場合

従前水準ベース

基本額

- 人件費 【保育士の配置基準】
- | | |
|-------|------|
| 4歳以上児 | 30:1 |
| 3歳児 | 20:1 |
| 1・2歳児 | 6:1 |
| 0歳児 | 3:1 |
- ・保育士
 - ・調理員
 - ・非常勤職員(嘱託医、嘱託歯科医等)雇上費
- 管理費
- ・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
- ・給食材料費、保育材料費等

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

- 人件費
- ρ 保育認定の2区分に応じた対応
 - ・保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加
 - ρ 研修の充実
 - ・研修機会確保のための代替要員費を追加

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
- ・所長設置加算
 - ・事務職員雇上費加算
 - ・主任保育士専任加算
 - ・夜間保育加算
 - ・処遇改善等加算
 - ・入所児童処遇特別加算
- 主に管理費
- <事業の実施状況に応じて加算>
 - ・施設機能強化推進費
 - <保育所等の所在地域に応じて加算>
 - ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

加算により対応するもの

- 主に人件費
- ρ 職員配置の改善
 - ・3歳児の配置改善(20:1 → 15:1)
 - ρ 職員処遇の改善
 - ・経験年数に応じた処遇改善等加算 (+5%)
 - ・技能・経験に応じた処遇改善等加算
 - ρ 休日保育の充実
 - ・担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
 - ρ 地域の子育て支援・療育支援
 - ・療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
 - ・子育て支援に係る事務経費
 - ρ 栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
- ρ 減価償却費、賃借料等への対応
 - ρ 小学校との接続改善(保幼小連携)
 - ρ 第三者評価の受審費用

調整

○常態的に土曜日閉所する場合

等

認定こども園に関する公定価格の骨格(全体イメージ)

認定こども園の認可基準等を基に、「質の向上」を反映した上で、教育標準時間(1号)、保育標準時間・短時間(2号)において対応する費用を整理・振り分けを行い、骨格を設定。

基本額(1人当たりの単価)

- 共通要素 : 地域区分別(8区分)、利用定員別(18区分)、認定区分、年齢別、保育必要量別(2号・3号)
- 共通要素 : 人件費、事業費、管理費

各種加算等

- 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

<教育標準時間(1号)認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	教育標準時間
/100地域	人 ~ 人	1号	4歳以上児(30:1)	円
			3歳児(20:1)	円

<保育標準時間・短時間(2号・3号)認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
/100地域	人 ~ 人	2号	4歳以上児(30:1)	円	円
			3歳児(20:1)	円	円
		3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円

保育標準時間:保育士1人、非常勤保育士1人(3時間)追加(2・3号のみ)

研修代替要員費を追加(2・3号のみ)

事務職員(2日分)追加(共通)

主幹保育教諭等専任化、子育て支援活動費を追加(共通)

赤字下線部分は「質の向上」による事項

主な加算(例)

職員配置加算(3歳児)	円
処遇改善等加算	+ ___%(加算率・5%充実)
小学校接続加算	円
第三者評価受審加算	円
減価償却費等加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

認定こども園に係る公定価格の基本構造イメージ

・青字: 幼稚園と共通の項目

・赤字: 保育所と共通の項目

・黒字: 幼稚園及び保育所と共通の項目

下線部については、施設内で重複等が発生しないように施設全体に振り分け、1号定員と2・3号定員で等分して積算

従前水準ベース

基本額

【保育教諭の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
1・2歳児	6:1
0歳児	3:1

○人件費

- ・園長
- ・保育教諭(年齢別学級編制確保分含む)
- ・調理員、学校職員
- ・非常勤職員(学校医、歯科医、薬剤師の嘱託等)雇上費

○管理費

- ・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等

○事業費

- ・給食材料費、教材費等

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

○人件費

- ρ 保育認定の2区分に応じた対応
 - ・保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加
- ρ 研修の充実
 - ・研修機会確保のための代替要員費を追加
- ρ 地域の子育て支援・療育支援
 - ・主幹保育教諭等を専任化するための職員を加配
 - ・子育て支援に係る事務経費
- ρ 事務負担への対応
 - ・保育料徴収等を実施する事務職員(非常勤)を追加配置(週2日)

認定こども園では実施義務

加算額

○主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)

- ・満3歳児()の教諭配置加算(6:1)
- ・副園長、教頭配置加算(教諭との給与差額)
- ・チーム保育加配加算
- ・通園送迎、給食実施加算
- ・夜間保育加算
- ・入所児童処遇特別加算
- ・処遇改善等加算

○主に管理費

<事業の実施状況に応じて加算>

- ・外部監査費加算(公認会計士等による財務諸表監査)
- ・施設機能強化推進費

<所在地域に応じて加算>

- ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

等

加算により対応するもの

○主に人件費

- ρ 職員配置の改善
 - ・3歳児の配置改善(20:1 15:1)
- ρ 職員処遇の改善
 - ・経験年数に応じた処遇改善等加算 (+5%)
 - ・技能・経験に応じた処遇改善等加算
- ρ 休日保育の充実
 - ・担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
- ρ 地域の子育て支援・療育支援
 - ・療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
- ρ 栄養士の配置(嘱託)

○主に管理費

- ρ 減価償却費、賃借料等への対応
- ρ 小学校との接続改善(保幼小連携)
- ρ 第三者評価の受審費用

調整

○常態的に土曜日閉所する場合

○配置基準を満たさない場合(経過措置)

等

「満3歳児」は、1号子どもで、当該年度中に満3歳に達することにより認定こども園に入園する幼児をいう。

公定価格の骨格(地域型保育事業・全体イメージ)

基本額(1人当たりの単価)

- 共通要素 : 地域区分別(8区分)、利用定員別、認定区分、年齢別、保育必要量別(2号・3号)
- 共通要素 : 人件費、事業費、管理費

事業所内保育事業: 8区分、小規模型保育事業: 2区分、家庭的保育・居宅訪問型保育: なし

各種加算等

- 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

< 保育標準時間・短時間(2号・3号)認定 >

赤字下線部分は「質の向上」による事項

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
/100 地域	人 ~ 人	3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円

注: 小規模保育A型・B型(事業所内保育の小規模型)

連携施設の経費を追加(加算による対応もあり)

研修代替要員費を追加(加算による対応もあり)

主な加算(例)

保育士比率向上加算	円
障害児受入加算	円
処遇改善等加算	+ ___ % (加算率・5%充実)
第三者評価受審加算	円
減価償却費等加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

< 参考 > 各事業の職員配置基準

小規模型保育			家庭的保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
A型	B型	C型			
保育士	保育士、保育士以外の保育従事者	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育(A・B型)と同様	居宅訪問型保育者
1・2歳児 6:1 0歳児 3:1	A型と同様 1/2以上は保育士	3:1 補助者を置く場合は5:2	3:1 補助者を置く場合は5:2		1:1

家庭的保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

従前水準ベース

基本額

- 人件費
 - ・家庭的保育者
 - ・非常勤職員(調理員、事務職員、嘱託医、嘱託歯科医)雇上費
- 管理費
 - ・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
 - ・給食材料費、保育材料費等

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - ・資格保有者加算
 - ・家庭的保育補助者加算
 - ・処遇改善等加算
 - ・家庭的保育支援加算
- 主に管理費
 - <事業の実施状況に応じて加算>
 - ・施設機能強化推進費
 - <保育所等の所在地域に応じて加算>
 - ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

調整

- 常態的に土曜日に行わない場合
- 給食を提供しない場合(経過措置)
- 連携施設を設定しない場合(経過措置)

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

- 管理費
 - ρ家庭的保育の体制強化
 - ・連携施設に係る経費

加算により対応するもの

- 主に人件費
 - ρ保育認定の2区分に応じた対応
 - ・非常勤保育士(3時間)を追加
 - ρ研修の充実
 - ・研修機会確保のための代替要員費を追加
 - ρ職員処遇の改善
 - ・経験年数に応じた処遇改善等加算 (+5%)
 - ・技能・経験に応じた処遇改善等加算
 - ρ連携施設に係る経費
 - ・保育者が原則1名であることから、研修代替保育等への対応
 - ρ障害児保育加算
 - ・障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な子ども2人に家庭的保育補助者1人を加配
 - ρ栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
 - ρ減価償却費、賃借料等への対応
 - ρ第三者評価の受審費用

小規模保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

従前水準ベース

基本額

○人件費

- ・保育従事者(保育士、家庭的保育者等)
- ・非常勤職員(調理員、事務職員、嘱託医、嘱託歯科医等)雇上費

○管理費

- ・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等

○事業費

- ・給食材料費、保育材料費等

加算額

○主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)

- ・管理者設置加算
- ・保育士比率向上加算 管理者を設置する場合、事務職員との重複は調整
- ・夜間保育加算
- ・処遇改善等加算

○主に管理費

<事業の実施状況に応じて加算>

- ・施設機能強化推進費

<保育所等の所在地域に応じて加算>

- ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

調整

○常態的に土曜日閉所する場合 ○給食を提供しない場合(経過措置)

○連携施設を設定しない場合(経過措置)

等

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

○人件費

p 小規模保育の体制強化

- ・認可保育所の配置基準上の定数の他に保育士1人を配置

p 保育認定の2区分に応じた対応

- ・非常勤保育士(3時間)を追加 保育所の基準+1人となっていることから、延長保育基本分に相当する分については調整が必要

p 研修の充実

- ・研修機会確保のための代替要員費を追加

○管理費

p 小規模保育の体制強化

- ・連携施設に係る経費

加算により対応するもの

○主に人件費

p 職員処遇の改善

- ・経験年数に応じた処遇改善等加算 (+5%)
- ・技能・経験に応じた処遇改善等加算

p 休日保育の充実

- ・担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)

p 障害児保育加算

- ・障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な子ども2人に保育士等1人を加配

p 栄養士の配置(嘱託)

○主に管理費

p 減価償却費、賃借料等への対応

p 第三者評価の受審費用

事業所内保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

従前水準ベース

基本額

従業員枠については、地域枠の84%相当

〇人件費

- ・保育従事者(保育士等)
- ・調理員
- ・非常勤職員(事務職員、嘱託医、嘱託歯科医等)雇上費

〇管理費

- ・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等

〇事業費

- ・給食材料費、保育材料費等

加算額

〇主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)

- ・管理者設置加算 管理者を設置する場合、事務職員との重複は調整
- ・保育士比率向上加算 (19名以下の場合)
- ・夜間保育加算
- ・処遇改善等加算

〇主に管理費

<事業の実施状況に応じて加算>

- ・施設機能強化推進費

<保育所等の所在地域に応じて加算>

- ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

調整

〇常態的に土曜日閉所する場合 〇給食を提供しない場合(経過措置)

〇連携施設を設定しない場合(経過措置)

等

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

〇人件費

- ρ 小規模保育の体制強化(19名以下の場合のみ)
 - ・認可保育所の配置基準上の定数の他に保育士1人を配置
- ρ 保育認定の2区分に応じた対応
 - ・保育所又は小規模保育に準じて対応
- ρ 研修の充実
 - ・研修機会確保のための代替要員費を追加

〇管理費

- ρ 小規模保育の体制強化(19名以下のみ)
 - ・連携施設に係る経費

加算により対応するもの

〇主に人件費

- ρ 職員処遇の改善
 - ・経験年数に応じた処遇改善等加算 (+5%)
 - ・技能・経験に応じた処遇改善等加算
- ρ 休日保育の充実
 - ・担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
- ρ 障害児保育加算
 - ・障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な子ども2人に保育士1人を加配
- ρ 栄養士の配置(嘱託)

〇主に管理費

- ρ 第三者評価の受審費用

居宅訪問型保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

従前水準ベース

基本額

- 人件費
 - ・居宅訪問型保育者
- 管理費
 - ・事務管理費、保健衛生費、苦情解決対策費、事務経費(コーディネーター)等

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - ・資格保有者加算
 - ・夜間保育加算
 - ・処遇改善等加算

調整

- 常態的に土曜日に行わない場合

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

- 人件費
 - ρ 研修の充実
 - ・研修機会確保のための代替要員費を追加

加算により対応するもの

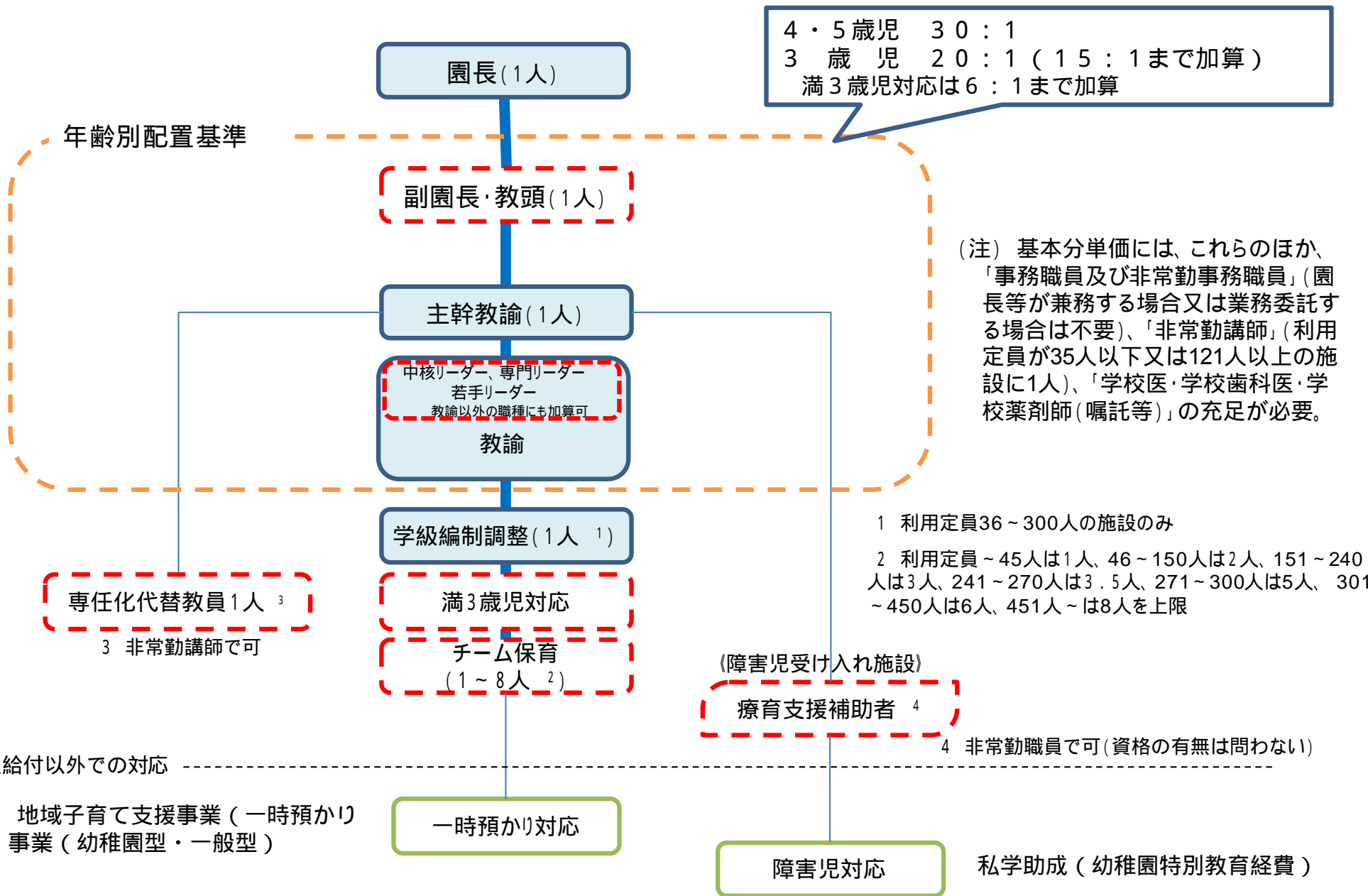
- 主に人件費
 - ρ 職員処遇の改善
 - ・経験年数に応じた処遇改善等加算 (+ 5%)
 - ・技能・経験に応じた処遇改善等加算
 - ρ 休日保育の充実(休日勤務に必要な人件費)
- 主に管理費
 - ρ 連携施設に係る経費
 - ・障害児施設等によるバックアップを受ける場合
 - ρ 第三者評価の受審費用

公定価格からみた幼稚園における職員配置のイメージ

 : 基本分単価

 : 加算

基本分単価の職員配置を充足しなければ加算の取得はできない

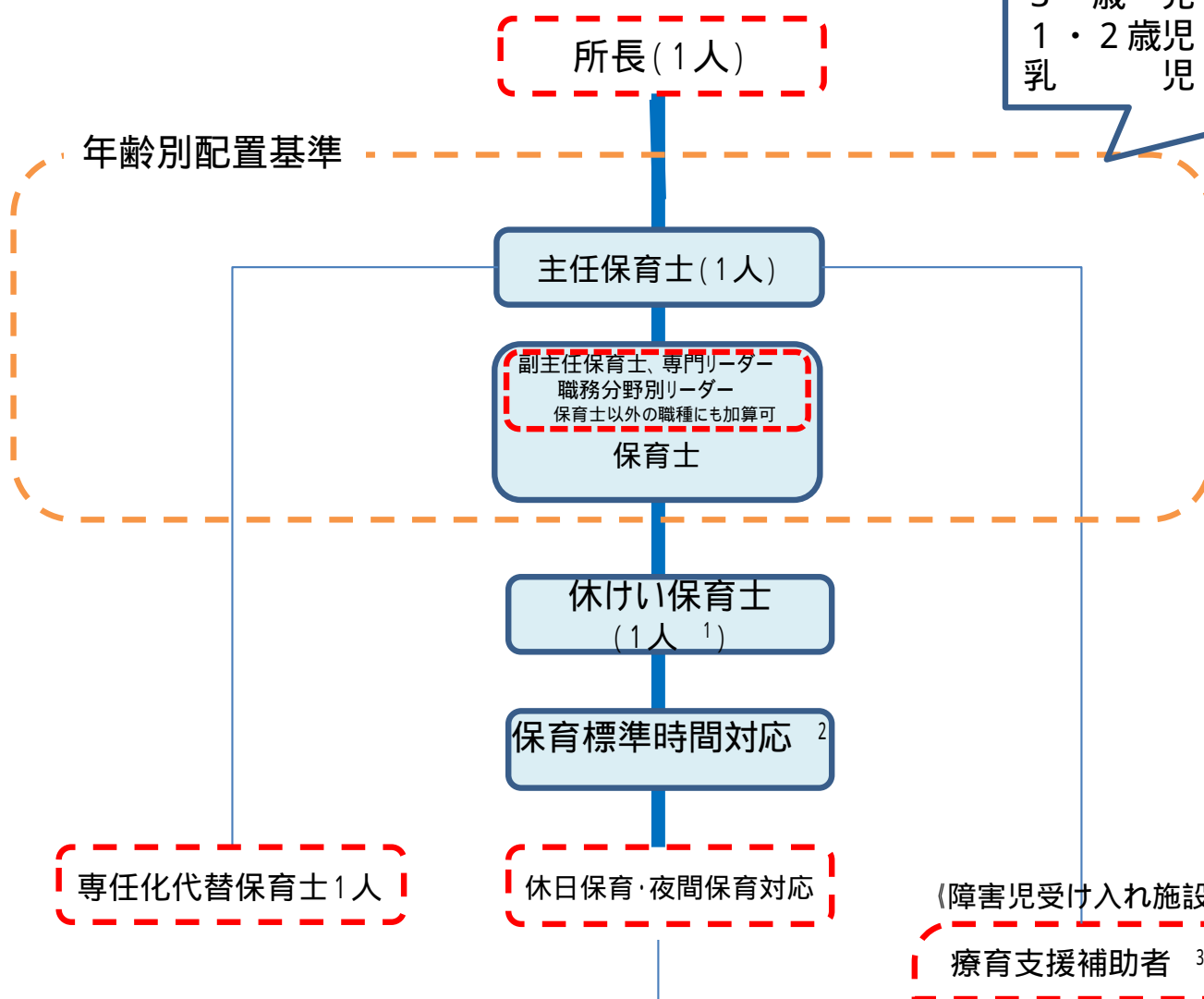


公定価格からみた保育所における職員配置のイメージ

 : 基本分単価
 : 加算

基本分単価の職員配置を充足しなければ加算の取得はできない

4・5歳児	30 : 1
3歳児	20 : 1 (15 : 1まで加算)
1・2歳児	6 : 1
乳児	3 : 1



(注) 基本分単価には、これらのほか、「調理員⁴」「非常勤事務職員」(園長等が兼務する場合又は業務委託する場合は不要)、「嘱託医・嘱託歯科医」の充足が必要。

- 1 利用定員90人以下の施設のみ
- 2 保育標準時間認定子どもの割合が低い場合は非常勤も可
- 3 非常勤職員で可(資格の有無は問わない)
- 4 利用定員40人以下は1人、41~150人は2人、151人~は3人(うち1人は非常勤)

----- 以下は施設型給付以外での対応 -----

地域子育て支援事業(延長保育事業)

延長保育対応

障害児対応

公定価格からみた認定こども園における職員配置のイメージ

 : 基本分単価
 : 加算

基本分単価の職員配置を充足しなければ加算の取得はできない

4・5歳児 30:1
 3歳児 20:1 (15:1まで加算)
 1・2歳児 6:1
 1号子どもの満3歳児対応も6:1まで加算
 乳児 3:1

年齢別配置基準

園長(1人)

副園長・教頭(1人)

1号定員

2・3号定員

主幹保育教諭(1人)

主幹保育教諭(1人)

中核リーダー、専門リーダー
 若手リーダー
 保育教諭以外の職種にも加算可
 保育教諭

副主幹保育教諭、専門リーダー
 職務分野別リーダー
 保育教諭以外の職種にも加算可
 保育教諭

(注) 基本分単価には、これらのほか、「調理員⁶」「事務職員及び非常勤事務職員」(園長等が兼務する場合又は業務委託する場合は不要)、「非常勤講師」(1号認定子どもに係る利用定員が35人以下又は121人以上の施設に1人)、「学校医・学校歯科医・学校薬剤師(嘱託等)」の充足が必要。

専任化代替職員1人⁵

学級編制調整(1人¹)

1 1号・2号利用定員36~300人の施設に加算

休けい保育教諭(1人³)

3 2号・3号利用定員~90人の施設のみ
 4 保育標準時間認定子どもの割合が低い場合は非常勤も可

満3歳児対応

チーム保育(1~8人²)

保育標準時間対応⁴

専任化代替職員1人⁵

5 2人のうち1人は非常勤講師等で可
 6 2号・3号利用定員~40人は1人、41~150人は2人、151人~は3人(うち1人は非常勤)

療育支援補助者⁷

7 非常勤職員で可(資格の有無は問わない)

2 1号・2号利用定員~45人は1人、46~150人は2人、151~240人は3人、241~270人は3.5人、271~300人は5人、301~450人は6人、451人~は8人を上限

----- 以下は施設型給付以外での対応

地域子育て支援事業(一時預かり事業(幼稚園型・一般型))

一時預かり対応

障害児対応

私学助成(幼稚園特別教育経費)
 障害児保育(地方単独事業)
 地域子育て支援事業(多様な事業者参入促進)

延長保育対応

地域子育て支援事業(延長保育事業)

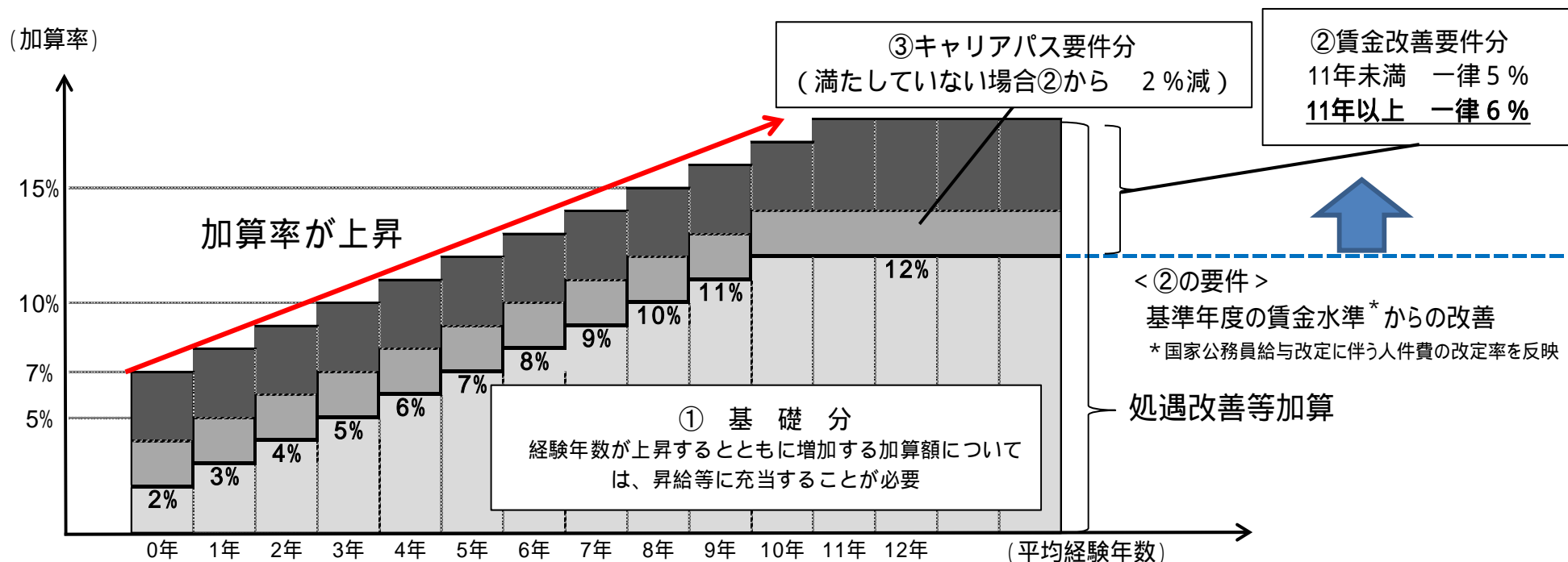
施設型給付費等に係る処遇改善等加算 の主なポイント

加算率の認定	施設・事業所を管轄する市町村長が取りまとめた上で都道府県知事が認定
処遇改善等加算の対象となる職員	非常勤職員を含む全ての職員
平均勤続年数の算定対象職員	全ての常勤職員（1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員を含む）
平均経験年数の算定	<p>現在勤務する施設・事業所のほか、以下の施設等での経験年数も合算可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校 ・ 社会福祉事業を行う施設・事業所 ・ 児童相談所における児童を一時保護する施設 ・ 認可外保育施設 ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、助産所
賃金改善要件	<p>基準年度からの職員の賃金改善に確実に充てること</p> <p>【基準年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援法による確認の効力が発生する年度の前年度 ・ 平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設は平成24年度 <p>賃金改善計画書の作成及び賃金改善実績報告書の提出 賃金改善要件分にはキャリアパス要件分を含んでいること （キャリアパス要件を満たさない場合は2%減）</p>
賃金改善の方法	<p>賃金改善総額は、賃金改善要件分に係る処遇改善等加算の額以上であること。</p> <p>賃金改善の対象項目以外も含め、基準年度の賃金水準を低下させてはならないこと。</p> <p>処遇改善等加算は、定期昇給とは別の上乗せとして賃金改善を行うこと。</p> <p>賃金改善の対象となる賃金項目は、手当や一時金ではなく、基本給とすることが望ましい。</p> <p>【賃金改善方法の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与規程や給与表等の見直しによる基本給の改善 ・ 定期昇給すべき号給の改善（定期昇給による昇給を1号給 2号給の昇給に改善） など

処遇改善等加算 のイメージ

教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」職場を構築する必要がある。その構築のため、職員の平均経験年数や、賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算を行うもの。

- ① 基本分は、職員1人当たり平均経験年数に応じて加算率を設定（2～12%）。
- ② 賃金改善要件分は、賃金改善計画・実績報告を要件とした上で、賃金改善（基準年度からの改善）に確実に充てることが要件（5～6%）。
- ③ キャリアパス要件分は、役職や職務内容等に応じた賃金体系の設定、資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修機会の確保等が要件（満たさない場合は2%減）。



平成26年度に保育士等処遇改善臨時特例事業による補助を受けた保育所のうち、当該事業の加算率が5%未満であった施設については、平成26年度と同じ加算率を適用できる経過措置を設ける。（平成26年度と比較して平均経験年数が同様又は下回る施設に限る。）

基準年度における私学助成等による収入額が賃金改善要件分を除いた公定価格の金額を上回る幼稚園等については、賃金改善額の取扱いの特例を設ける。

「施設型給付費等にかかる処遇改善等加算について」の取り扱いについて」 主なポイント

平成27年8月28日付け事務連絡

1. 基本的考え方

賃金改善総額は、賃金改善要件分に係る処遇改善等加算の額以上であることが必要。

賃金改善の対象項目以外も含め、基準年度の賃金水準を低下させてはならないこと。

処遇改善等加算は、定期昇給の上乗せとして賃金改善を行うもの。

賃金改善の対象項目としては基本給とすることが望ましい。

賃金改善の起点となる賃金

= 「基準年度における水準を適用した場合の賃金総額」 + 「公定価格における人件費改定状況を踏まえた水準」

2. 賃金改善に係る留意事項

新設園等における基準年度の賃金総額の設定方法は、同一法人内における他施設での給与水準や所在する地域の水準を参考に行うこと。

処遇改善等加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増は、賃金改善総額に含めて差し支えない。

ただし、社会保険料率の変更に伴う事業主負担増は、賃金改善総額に含めてはならない。

3. 「公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準」の考え方

国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定を踏まえた後の人件費の水準を反映した賃金の総額。

4. 私学助成等を受けていた場合の特例の取扱い

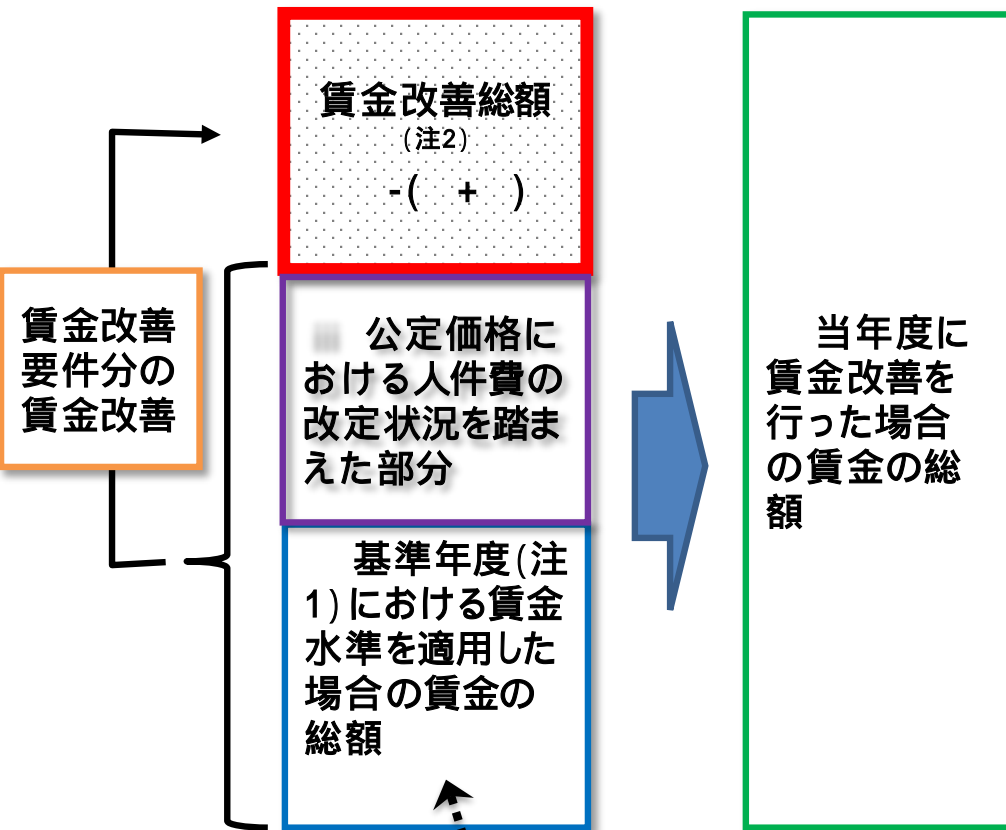
基準年度以前に私学助成を受けていた場合の特例の適用に際しては、基準年度における私学助成等による収入額に人件費の改定状況を踏まえた部分を加えた上で、公定価格による見込み額と比較する。

私学助成等を受けていた場合の収入額については収入額の一般補助及び保育料等で構成する。この場合の保育料等は、保育料や入園料等(特定負担額、実費徴収額、入園受入準備費等を除く)の保護者からの納付金とする。

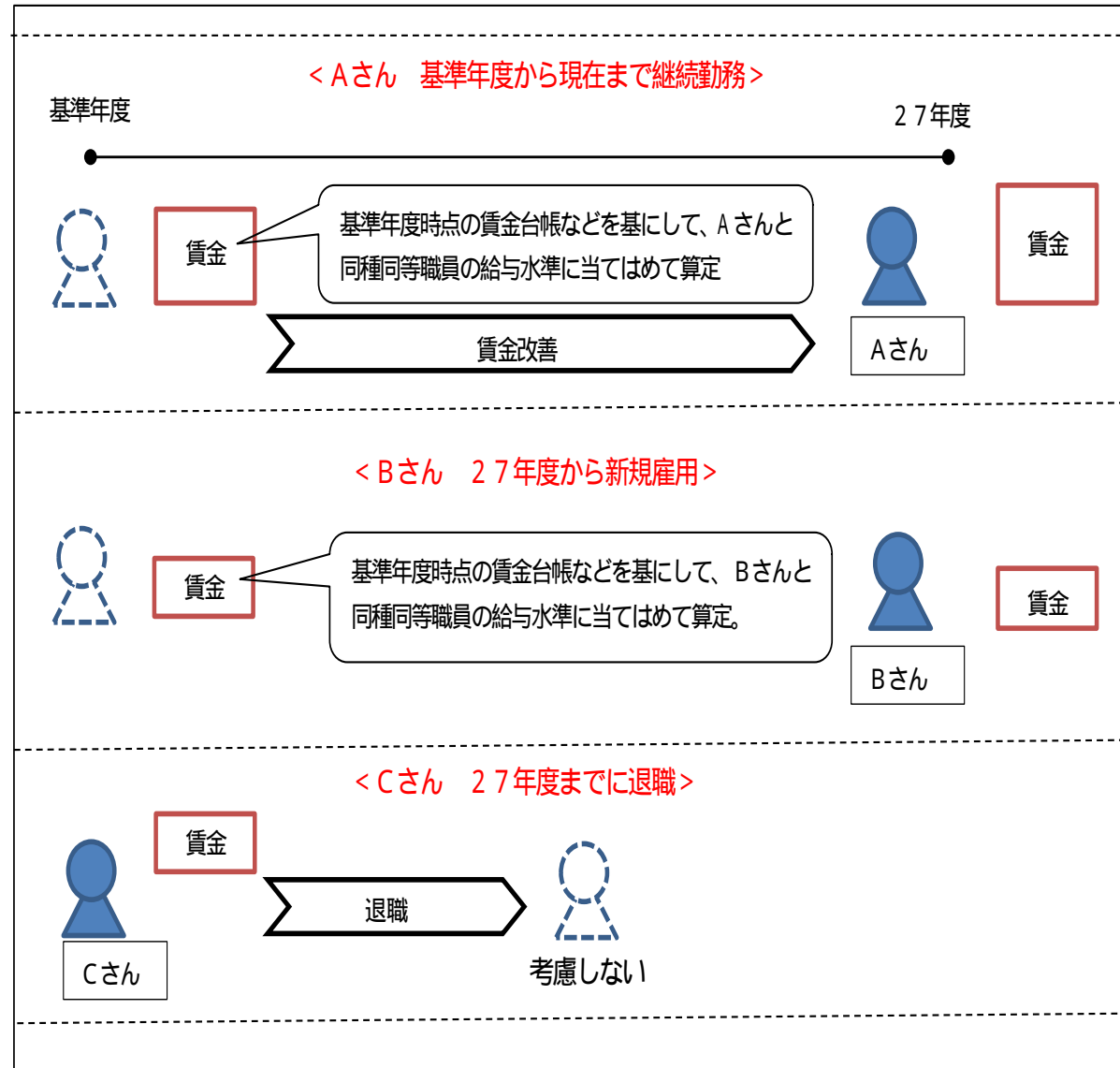
幼保連連携型認定こども園が私学助成等を受けていた場合の特例の適用については、私学助成等による収入額のほか、保育所運営費も含めて公定価格による見込み額を比較する額と比較を行うこととする。

賃金改善及び「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額」のイメージ図

(1) 賃金改善のイメージ図



(2) 「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額」のイメージ図



(注1) 基準年度とは、以下のいずれかを指す。

- 子ども・子育て支援法による確認の効力が発生する年度の前年度の賃金水準
平成27年度に確認の効力が発生する場合は、平成26年度の賃金水準又は
- 平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設については平成24年度の賃金水準（保育士等処遇改善臨時特例事業による賃金改善の部分を除く）

(注2) 賃金改善要件分に係る処遇改善等加算の加算見込額以上とすることが必要。

処遇改善等加算の保育所における経過措置について

平成27年3月31日以前においてすでに保育所として運営していた施設（平成26年度に保育士等処遇改善臨時特例事業による補助を受けた施設に限る。）については、26年度と27年度以降とで平均経験年数に変更がない場合等、賃金改善（＝処遇改善）に充てなければならない加算率が27年度のほうが厳しくなるケースがある。

求める要件だけが厳しくならないよう、下図の丸枠に該当する平均経験年数から外れるまでの間（例えば平均経験年数4年～6年）、経過措置による賃金改善要件分率を適用することも出来るようにしている。

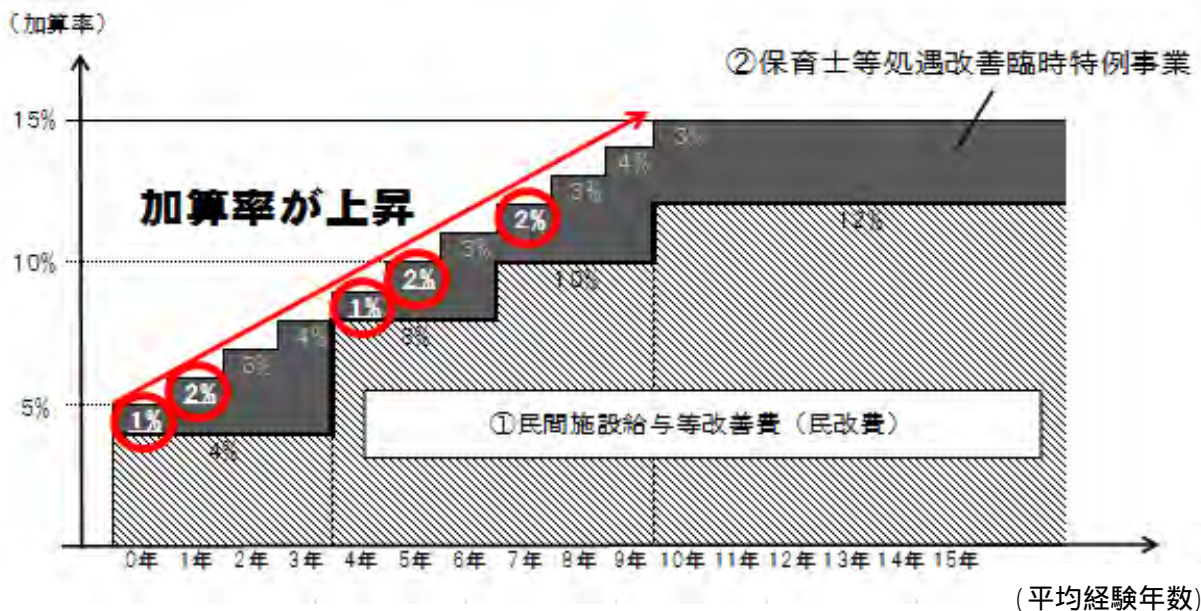
（例）平均経験年数4年の場合

$$26\text{年度}\cdots\text{民改費}(8\%) + \text{処遇改善事業分}(1\%) = 9\%$$

$$27\text{年度}\cdots\text{基礎分}(6\%) + \text{賃金改善要件分}(3\%) = 9\%$$

$$\text{経過措置適用後}\cdots\text{基礎分}(8\%(+2\%)) + \text{賃金改善要件分}(3\%(2\%)) = 11\%$$

○ 平成26年度における民間施設給与等改善費及び保育士等処遇改善臨時特例事業



（保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表）

平成26年度の平均経験年数	職員1人当たりの平均経験年数	賃金改善要件分
7年以上 8年未満	7年以上 8年未満	4%
	4年以上 6年未満	
	2年未満	
5年以上 6年未満	4年以上 6年未満	4%
	2年未満	
4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	4%
	4年以上 5年未満	
	1年以上 2年未満	
1年以上 2年未満	1年未満	3%
	2年未満	
1年未満	1年以上 2年未満	4%
	1年未満	

26年度の処遇改善事業分として1～2%の賃金改善であった平均経験年数

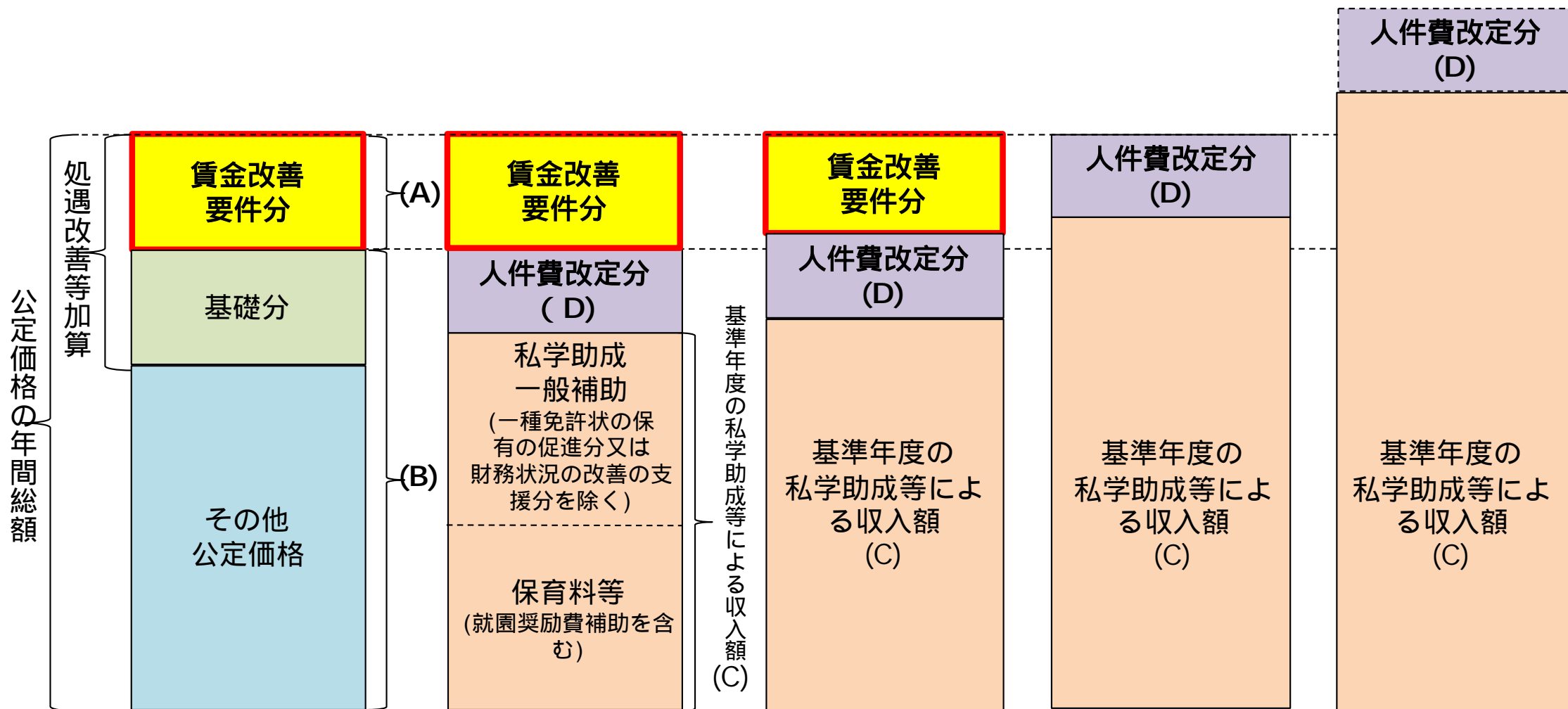
かつ

27年度以降の平均勤続年数で、仮に26年度の処遇改善事業であったら1～2%の賃金改善であった平均経験年数

の場合、経過措置を適用することも可能。

平成26年度以前に私学助成等を受けていた幼稚園・認定こども園に係る 処遇改善等加算の特例のイメージ図

幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園にも適用



基準年度 (=平成26年度) の賃金水準に対する賃金改善所要額

【原則】
(A)

【特例】
(C) + (D) > (B)の場合

(A) + (B) - (C) - (D)

【特例】
(C) + (D) (A) + (B)の場合

基準年度の賃金水準の
維持・向上の努力義務

【特例】
(C) > (A) + (B)の場合

基準年度の賃金水準の
維持・向上の努力義務

賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額分を賃金改善要件分に含めることが可能。

技能・経験に応じた保育士等の処遇改善の仕組みについて

1 概要

- ・ 副主任保育士・専門リーダー（仮称・月額4万円の処遇改善の対象（園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/3））・職務分野別リーダー（仮称・月額5千円の処遇改善の対象（園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/5））等を設けることによりキャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む保育園等に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用を公定価格に上乘せを行う。（公定価格上の加算の創設）

2 要件

- ・ 加算額を確実に賃金改善に充てるため、賃金改善計画の策定及び実績報告を行うこと（現行の処遇改善等加算と同様）
- ・ キャリアアップの仕組みを構築する観点から、対象者について、発令等を行っていること
- ・ 処遇改善の対象者が以下の基準を満たすものとなっていること

<月額4万円の処遇改善の対象者>

- ・ 経験年数が概ね7年以上
- ・ キャリアアップ研修のうち4分野以上の研修を受講していること

<月額5千円の処遇改善の対象者>

- ・ 経験年数が概ね3年以上
- ・ キャリアアップ研修のうち担当する分野の研修を受講していること

経験年数は「概ね」であり、各施設の状況を踏まえて決めることが可能

研修に関する要件については、平成29年度からは課さず、平成30年度以降も職員の研修の受講状況等を踏まえ決定。

- ・ 職務手当を含む月給により賃金改善が行われていること

3 職員への配分方法

- ・ 技能・経験に応じた処遇改善については、原則は、月額4万円又は月額5千円の賃金改善により実施。ただし、月額4万円の配分については、各施設における職員の経験年数・技能、給与実態等を踏まえ、各幼稚園・保育園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員（園長を除く）にも配分可能（月額5千円以上～4万円未満）とする。
- ・ 上記の場合でも、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を、公定価格上の月額4万円の処遇改善の対象者数の1/2（端数切り捨て）は確保する。

幼稚園教諭等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(1号関係)

研修による技能の習得を通じた、 キャリアアップ

< 標準規模の幼稚園(定員160人)の職員数 >
 公定価格上の職員数
 園長1人、副園長・教頭1人、主幹教諭1人、
 幼稚園教諭7人、事務職員2人
 合計12人

新たな名称はすべて仮称

キャリアアップのための研修の 受講

都道府県・市町村、幼稚園団体、
 大学等が実施する、保育者としての
 資質向上のための既存の研修をキャ
 リアアップに活用

【研修分野例】

教育・保育理論 保育実践
 特別支援教育 食育・アレルギー
 保健衛生・安全対策
 保護者の支援・子育ての支援
 小学校との接続 マネジメント
 制度や政策の動向

研修修了の効力:全国で有効
 研修修了者が離職後再就職する場合:
 以前の研修修了の効力は引き続き有効

園長 < 平均勤続年数27年 >

副園長・教頭 < 平均勤続年数24年 >

主幹教諭 < 平均勤続年数19年 >

新 中核リーダー ライン職

新 専門リーダー スタッフ職

月額4万円の処遇改善 標準規模の園で3人

(園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の
研修を修了
- エ 中核リーダーとしての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

新 若手リーダー

月額5千円の処遇改善 標準規模の園で2人

(園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/5)

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記 ~ など)の研修を修了
- ウ 若手リーダーとしての発令

幼稚園教諭等 < 平均勤続年数7年 >

研修は、分野別研修のほか、職責に応じたその他の研修でも可

指導教諭、教務主任、学年主任など既存の発令を行っている場合は、上記の発令に代替可

各幼稚園、認定こども園の状況を踏まえ、中核リーダー・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可

「園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

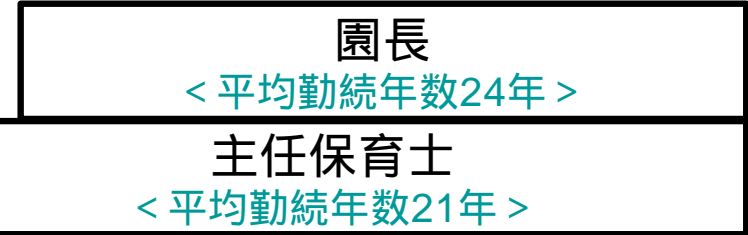
このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して**2%(月額6千円程度)**の処遇改善を実施

保育士等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(2・3号関係)

**研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組み
を構築**

新たな名称はすべて仮称

<標準規模の保育園(定員90人)の職員数>
公定価格上の職員数
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、
調理員等3人 合計17人



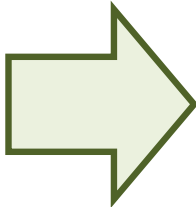
新 キャリアアップ研修の創設

以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

乳児保育	幼児教育
障害児保育	食育・アレルギー
保健衛生・安全対策	
保護者支援・子育て支援	
保育実践	マネジメント

研修の実施主体: 都道府県等
研修修了の効力: 全国で有効
研修修了者が離職後再就職する場合: 以前の研修修了の効力は引き続き有効



新 副主任保育士 ライン職

新 専門リーダー スタッフ職

月額4万円の処遇改善 標準規模の園で5人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

【要件】
ア 経験年数概ね7年以上
イ 職務分野別リーダーを経験
ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了
エ 副主任保育士としての発令

【要件】
ア 経験年数概ね7年以上
イ 職務分野別リーダーを経験
ウ 4つ以上の分野の研修を修了
エ 専門リーダーとしての発令



新 職務分野別リーダー

月額5千円の処遇改善 標準規模の園で3人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)

【要件】
ア 経験年数概ね3年以上
イ 担当する職務分野(左記 ~)の研修を修了
ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダーとしての発令
乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー等
同一分野について複数の職員に発令することも可能

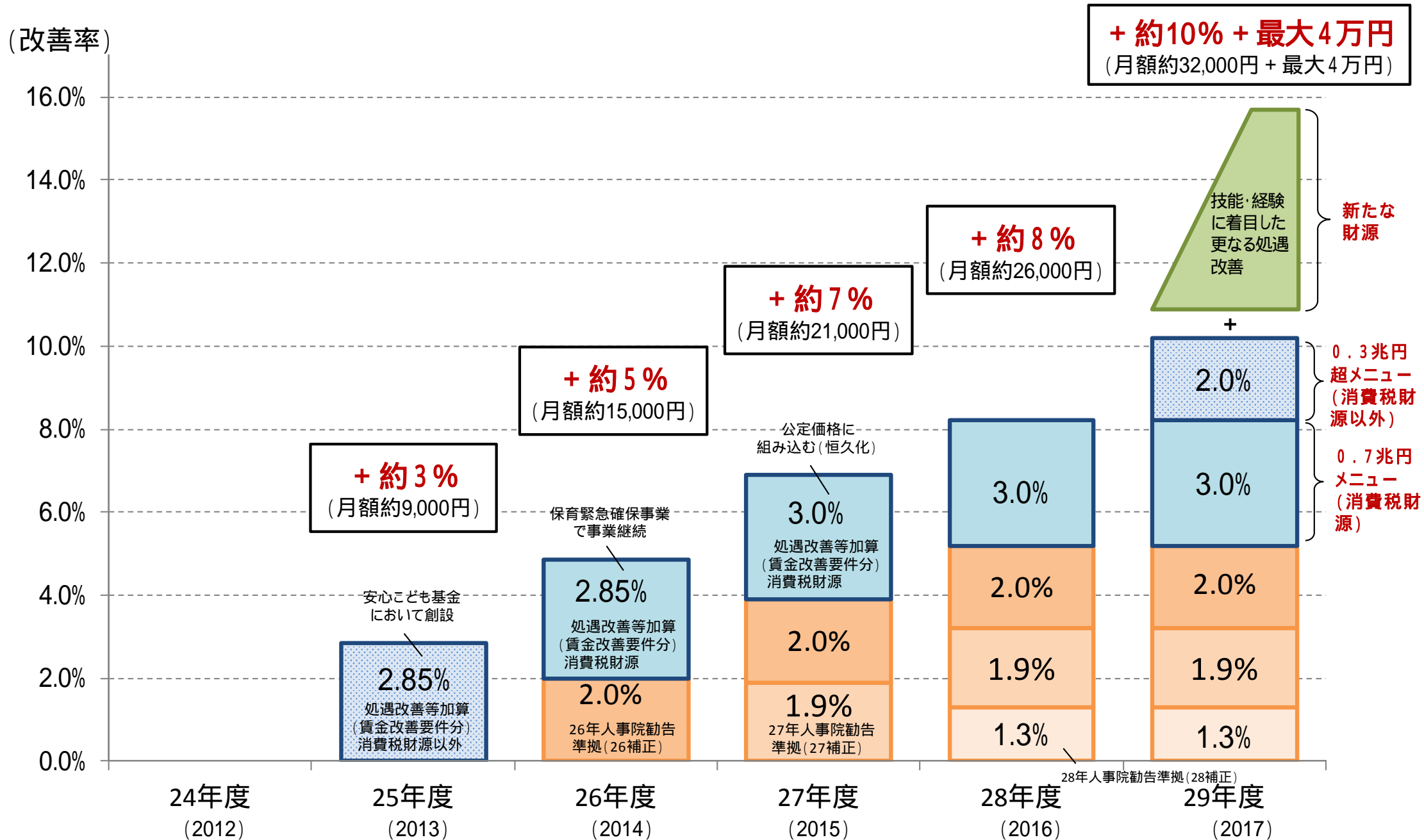


各保育園、認定こども園等の状況を踏まえ、副主任保育士・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可
上記処遇改善の対象施設等は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。

「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して**2%(月額6千円程度)**の処遇改善を実施

保育士等の処遇改善の推移(平成24年度との比較)



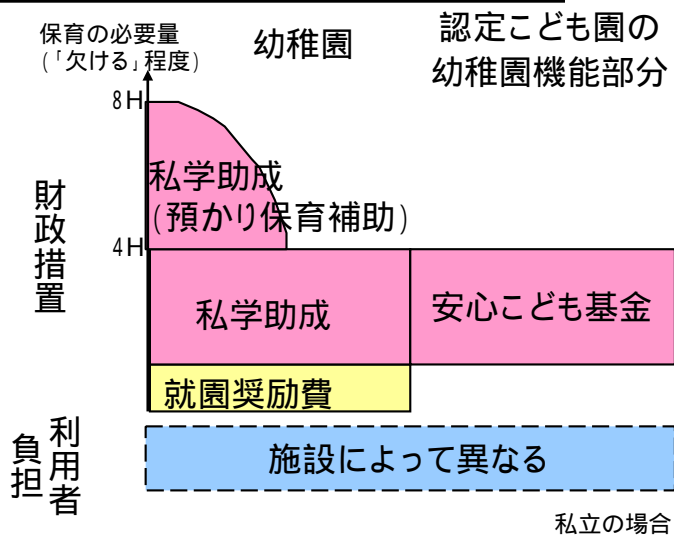
処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額

施設型給付の構造

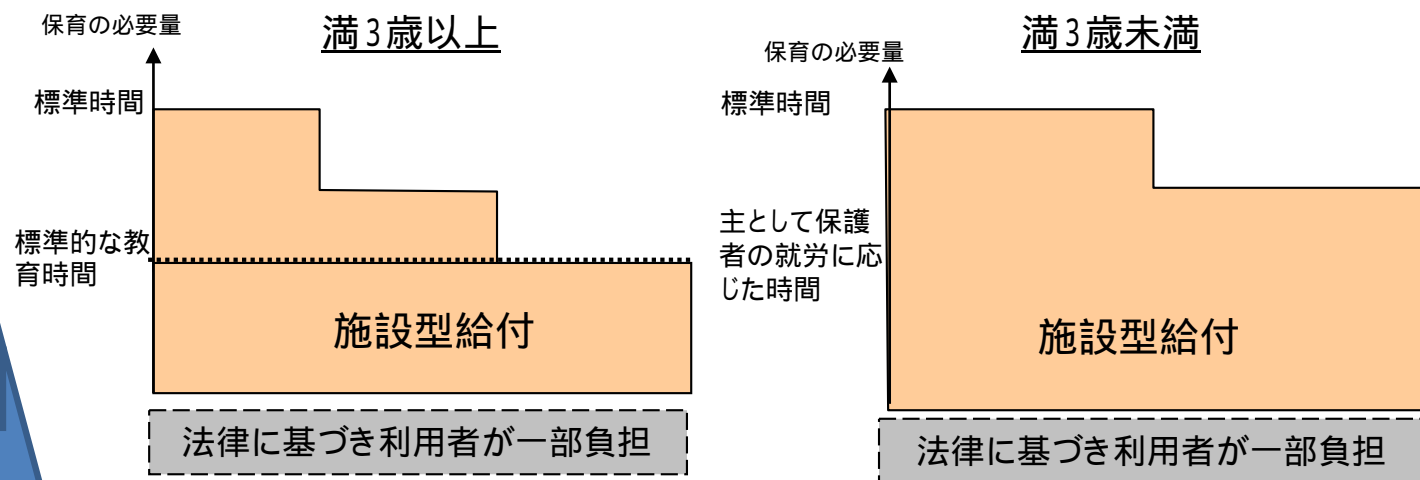
施設型給付については、次のような給付構成を基本とする。

- 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

< 新制度施行前 >



< 新制度施行後 >



給付に係る財政措置は次のとおり。

私立施設・・・国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

公立施設・・・市町村10/10(地方交付税措置による一般財源)

施設型給付には従前制度の公費に加え、消費税増収分等を財源として、公私ともに質向上等が図られる。

教育のみを利用する子どもに係る施設型給付の支給の基準及び費用の負担等については経過措置がある(次ページ参照)

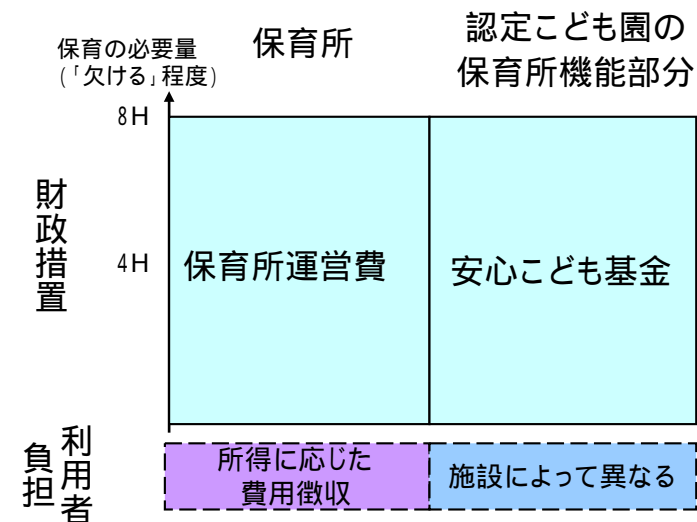
地域型保育給付については公私ともに国1/2、県1/4、市1/4。

私立保育所は、児童福祉法第24条に則り、市町村から委託費として支払い。

新制度に移行しない幼稚園に対しては、私学助成及び就園奨励費補助を継続

上記の他、私立幼稚園に対しては特色ある取組(例:特別支援教育等)に対する奨励的な補助として私学助成を措置。

休日保育、早朝・夜間保育についても対応する。



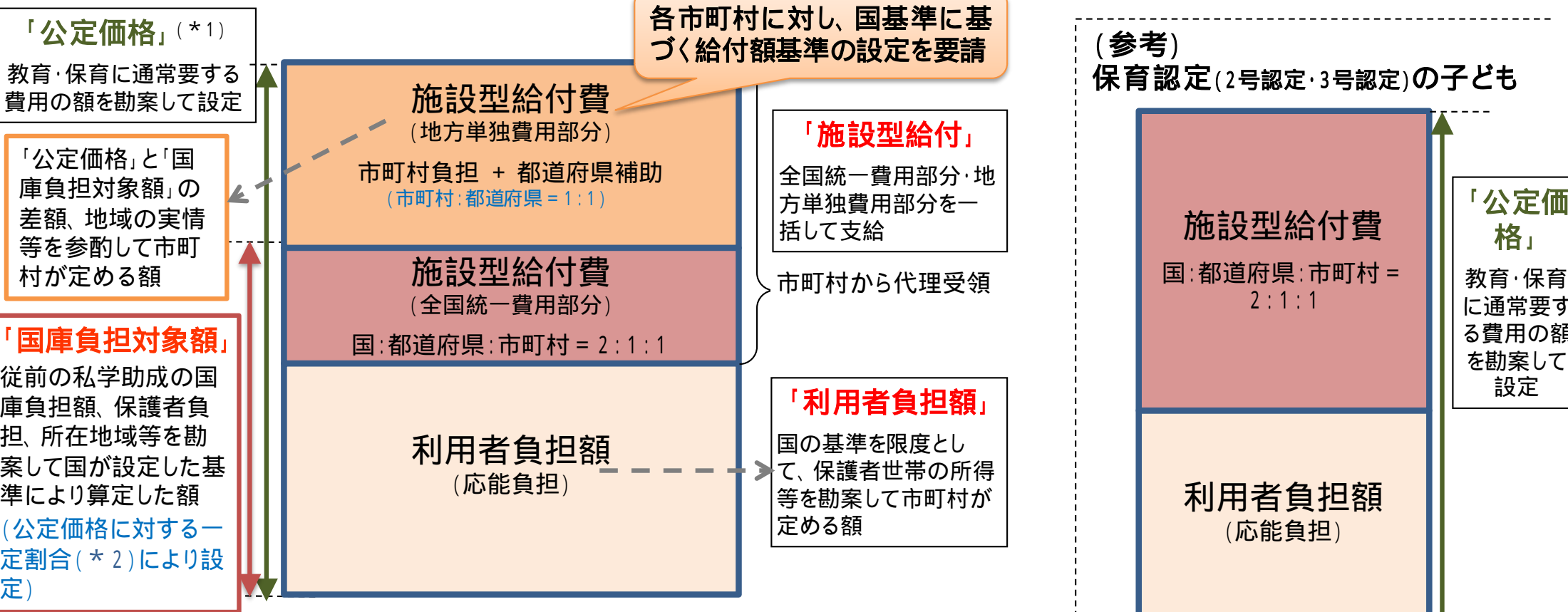
教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付の構造（公定価格及び利用者負担）

教育標準時間認定（1号認定）の子どもに係る施設型給付については、幼稚園に係る現在の国・地方の費用負担状況や都道府県間のばらつきを踏まえ、円滑な移行のために、当分の間、全国统一費用部分（義務的経費）と地方単独費用部分（裁量的経費）を組み合わせ、施設型給付として一体的に支給することとされている。（子ども・子育て支援法附則9条）

「施設型給付費」 ≡ 「公定価格」（通常要する費用） - 「利用者負担額」（応能負担）

うち 「施設型給付費」（全国统一費用部分） = 「国庫負担対象額」 - 「利用者負担額」

「施設型給付費」（地方単独費用部分） ≡ 「公定価格」 - 「国庫負担対象額」



*1 国において「公定価格」（通常要する費用）を告示する。
*2 73.4%（平成29年度）であり、国の公定価格告示で明示

利用者負担について

新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、新制度施行前の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。

次頁以下にお示しした利用者負担は、国が定める水準（国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付けとなるもの）であり、新制度施行前の私立施設の保育料設定を基礎として、以下の要素を基に設定した。

- ・ 教育標準時間認定（1号給付）を受ける子どもについては、新制度施行前の幼稚園就園奨励費を考慮
- ・ 保育認定（2・3号給付）を受ける子どもについては、新制度施行前の保育所運営費による保育料設定を考慮

利用者負担の切り替え時期は、市町村民税の賦課決定時期が6月となることから、直近の所得の状況を反映させる観点から年度途中で切り替えることとし、具体的な切り替え時期は、施設・事業者の事務負担や保護者への周知に要する期間等を考慮して9月とする（8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定する）。

国が定める水準については、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としている。

平成29年度における特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

平成29年度予算に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。

教育標準時間認定の子ども (1号認定)

階層区分	利用者負担
生活保護世帯	0円
市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む) (~約270万円)	3,000円 (0円)
市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 (~約360万円)	14,100円 (3,000円)
市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 (~約680万円)	20,500円
市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円~)	25,700円

多子カウント年齢制限なし

有り(小学校3年生以下)

保育認定の子ども (2号認定：満3歳以上) (3号認定：満3歳未満)

階層区分	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
市町村民税 非課税世帯 (~約260万円)	6,000円 (0円)	6,000円 (0円)	9,000円 (0円)	9,000円 (0円)
所得割課税額 48,600円未満 (~約330万円)	16,500円 (6,000円)	16,300円 (6,000円)	19,500円 (9,000円)	19,300円 (9,000円)
所得割課税額 57,700円未満 (77,101円未満) (~約360万円)	27,000円 (6,000円)	26,600円 (6,000円)	30,000円 (9,000円)	29,600円 (9,000円)
97,000円未満 (~約470万円)	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
所得割課税額 169,000円未満 (~約640万円)	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
所得割課税額 301,000円未満 (~約930万円)	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
所得割課税額 397,000円未満 (~1,130万円)	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円~)	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

多子カウント年齢制限なし

有り(小学校就学前)

- 〔 〕書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の額。
- 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額を適用する。
- 1号認定は小学3年以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。ただし、年収約360万円未満相当の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降については0円とする。
- 給付単価を限度とする。
- 1号認定においては、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める(経過措置)。


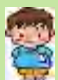
















(参考) 多子軽減カウントの年齢制限撤廃について (平成28年度予算より措置)

多子世帯の保育料負担軽減

- ・1号認定子どもについては、小学校3年生まで
 - ・2・3号認定子どもについては、小学校就学前まで
- とされている多子計算に係る年齢制限について、平成28年度から、**年収約360万円未満相当世帯については、これを撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。**

年齢制限により第2子以降の負担軽減が限定的

年収約360万円未満相当世帯は第2子以降の負担軽減を完全実施

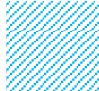
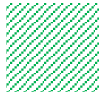


例1 (1号認定子ども)		例2 (2・3号認定子ども)	
<p>小3 小1</p> <p>第1子  小学校3年生</p>	<p>第1子  保育料満額</p>	<p>対象外  小学校6年生 (第1子) 小4以上はカウントしない</p> <p>小3 小1</p> <p>第1子の扱い  保育料満額 (第2子)</p>	<p>対象外  小学校3年生 (第1子) 小1以上はカウントしない</p> <p>第1子の扱い  保育料満額 (第2子)</p>
<p>(5歳) 第2子  保育料半額</p>	<p>第2子  保育料半額</p>	<p>(5歳) 第2子の扱い  保育料半額 (第3子)</p>	<p>第1子  保育料半額</p>
<p>(4歳)</p>	<p>(4歳)</p>	<p>(4歳)</p>	<p>(4歳)</p>
<p>(3歳) 第3子  無償</p>	<p>第2子  無償</p>	<p>(3歳) 第2子の扱い  保育料半額 (第3子)</p>	<p>第2子  保育料半額</p>
<p>(2歳)</p>	<p>第3子  無償</p>	<p>(2歳) 第2子の扱い  保育料半額 (第3子)</p>	<p>第2子  無償</p>
<p>(1歳)</p>	<p>(1歳)</p>	<p>(1歳)</p>	<p>第3子  無償</p>
<p>(0歳)</p>	<p>(0歳)</p>	<p>(0歳)</p>	<p>(0歳)</p>

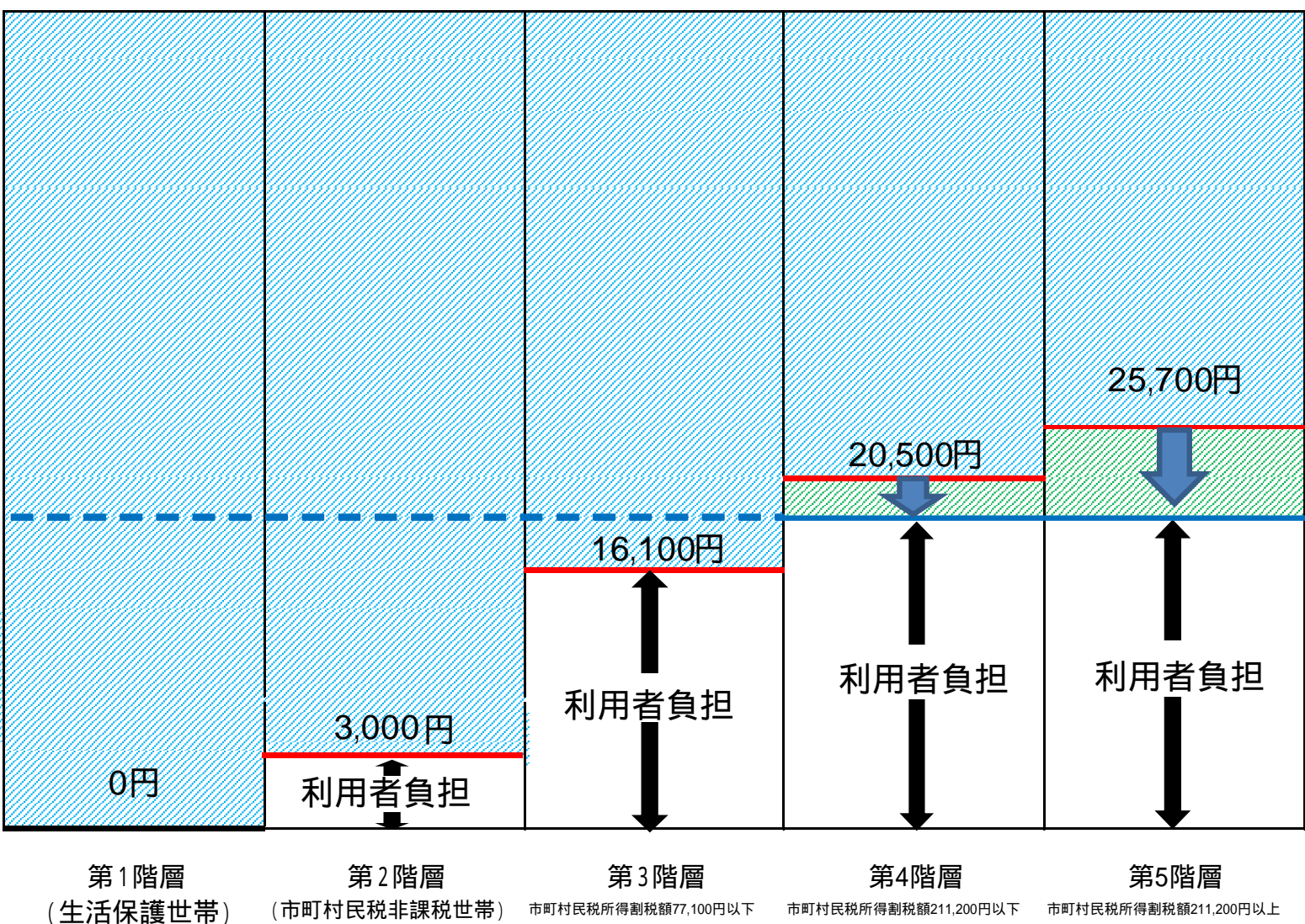
多子計算に係る年齢制限を撤廃

経過措置による対応（基本的なイメージ例）

新制度移行時点で、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料等を設定している私立幼稚園・認定こども園については、一定の要件のもとで、新制度移行後も引き続き低い利用者負担額で徴収することを認める経過措置を講ずることとしている。
5年経過時点で市町村が定める利用者負担額に合わせるよう努めることが基本

(例) 現在、保育料が毎月19,000円(入園料等も含めた毎月平均額)となっている私立幼稚園が経過措置を選択して、新制度移行後も毎月19,000円の利用者負担設定をする場合のイメージ

-  : 施設型給付費
 -  : 経過措置による施設の自己負担分
 -  : 国基準の範囲内で市町村が定める利用者負担額
(左記金額は市町村が国基準と同額を定めた場合)
 -  : 施設が定める利用者負担額
(経過措置)
- (例) 19,000円



入園料などについては、新制度移行により、基本的には、毎月の利用者負担に振り替えて設定することを想定

利用者負担に関する関係条文

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (平成26年内閣府令第39号)

(利用者負担額等の受領)

第13条

- 1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額...（中略）...の支払いを受けるものとする。
- 2 略
- 3 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - 一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
 - 二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
 - 三 食事の提供に要する費用（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）
 - 四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
 - 五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

低額の保育料の取扱い

新制度の市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を現在設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる。

5年経過時点で市町村が定める利用者負担額に合わせるよう努めることが基本

基本負担額

国基準を限度として世帯所得等を勘案して市町村が定める額（ ）

特定負担額

質向上の対価
(いわゆる上乗せ徴収)

実費徴収

事前手続

用途・額・理由の書面明示、保護者への説明・同意が必要（上乗せ徴収は書面同意）